

PART 3 段階別に確認しながらやりましょう 相続対策、こうすれば安心!

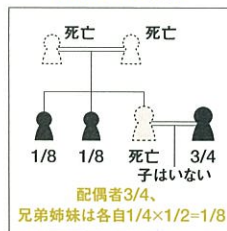
相続対策は、きちんとステップを踏まなければなりません。相続に何が必要なかを知るためにも、しっかり手順を確認しましょう。

STEP 2 >> 財産の分け方を考える

**家族で話し合うこと
これが最も重要なことです**

「財産把握ができれば、どう引き継いでいくか、家族で話し合いますよ。」
そのため知っておきたい基礎的なルールは、ふたつ。ひとつ目は「誰が相続人になるのか?」。民法で決められている相続人は、配偶者と血族関係者(子、父母、兄弟姉妹の順番)です。
ふたつ目は、遺産に対する相続人の権利の割合である「法定相続分」を知っておくことです。相続人の組み合わせで、下図のように法律で定められています。
「法定相続分より優先されるのが、遺言書です。相続に備えて、家族全員が納得できる遺言書を作ることが最終目標。そのため家族でルールを理解し、話し合いの場を持つてみるのが最も重要です」

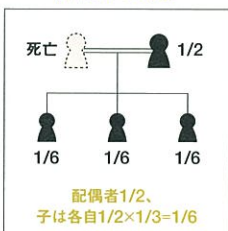
配偶者と兄弟姉妹が相続する場合



配偶者と直系尊属(父母)が相続する場合



配偶者と子が相続する場合



※自分自身が独身で、親が亡くなった場合は①パターンの子として考える。
両親ともになくなった場合は子で等分。

STEP 1 >> 財産リストを作る

**すべては
財産の評価から始まる**

「相続のご相談を受ける場合、最初に、お持ちの財産について教えてください。」とおっしゃいます」と羽田先生。
でも、親にいきなり「財産について教えてほしい」とは、大変言いづらい……。
「財産把握が必要なのは、相続だけではなくありません。親の今後の生活や介護を考えると、避けては通れない事柄です」
最近ではエンディングノートも市販されているので、これらを使って親に財産項目をピックアップしてもらってだけでも、整理の方向性は見えてきます。
「娘世代にお願いしたいのは、土地の評価額を調べることです。通常は資産の中で、土地の占める割合が大きいですので、採り手の要因になりやすいのです」

土地の評価方法

一軒家の場合の土地の評価額は国税庁のHP:
<http://www.rosenka.nta.go.jp/>に説明があります。マンションの場合は、土地全体の評価額のうち、登記簿謄本で確認できる持分が評価額となります。

エンディングノートを活用

介護や相続、葬儀といった終活に関する項目もあるので、財産の話し合いを進める上で便利。「装丁が気に入ったものを選ぶなど、まずは気軽に書き始めてみましょう」と羽田先生。



左:『人生卒業のために書き残すファイナルノートBOOK』林 清子 1800円(幻冬舎ルネッサンス)

右:『花時間特別編集 MY LIFE, MY STORY 過去から現在、そして未来へつなぐ エンディングノート』1400円(KADOKAWA)

STEP 4 >> 相続対策を考える

**相続税がかかりそうなら
一度プロに相談を!**

「この時点で相続税がかかりそうだという方は、ぜひプロに相談することをおすすめします。相続が起きてからご相談を受けると、「相続前ならば、もっと打つ手があったの」と思うことが多いです」
相続対策とは、「相続が起こったときに困らないようにすること」です。そのためには、現在の財産状況、家族の状況を前提に、「わが家に今、相続が起きたら、どんな問題が出てくるか」を洗い出し、推察して見る必要があります。こういった作業は、場数を踏んでいるプロの知恵があるに越したことはありません。
相続税の相談窓口として代表的なところには、税理士事務所や信託銀行などがあります。



信託銀行に相談をするという選択

街中にある信託銀行を、「あの銀行は、他の銀行と何が違うの?」と遠巻きに見ている人もいます? 実は信託銀行の「信託」とは、文字通り「信じて託す」という意味。つまり、信託銀行は、大切な財産を守ること(相続問題)が得意分野の銀行なのです。税理士事務所にいきなり相談に行くのはハードルが高いと感じる場合、信託銀行の窓口に行ってみるのもひとつの方法です。

STEP 3 >> 相続税を確認してみる

**「たぶん大丈夫!」
これがいちばん危ない**

財産リストをもとに、財産の分け方を考えたら、次に確認しておきたいのが、「相続税がかかるかどうか」です。
「相続税は対策なしで放っておくと、かなり怖い税金です」と羽田先生。
相続税が怖いのは、法律で「十ヶ月以内に現金で一括納付」ということが決められているから。支払えない場合は、利息のような高い延滞税がかかります。
「準備なしで相続を迎え、税務署から「相続についてのお尋ね(※)」が届いて初めてご相談にいらっしゃる方もいます」
相続税は、課税ライン(相続税の基礎控除額)を超える財産を持っている場合にかかるので、家の財産が課税ラインを超えていないか、チェックしましょう。

2015年、相続税の課税ライン引き下げ!

相続税の基礎控除額は、法定相続人の人数によって決まる。STEP2を参考に法定相続人の人数を出した上で、課税ラインを確認しましょう。2015年に課税ラインが引き下げられるので、それでも大丈夫かどうかのチェックも忘れずに!

相続税の基礎控除額

法定相続人の数	相続税の基礎控除額 (2014年12月未まで)	相続税の基礎控除額 (2015年1月から)
1人	6000万円	→ 3600万円
2人	7000万円	→ 4200万円
3人	8000万円	→ 4800万円
4人	9000万円	→ 5400万円

※税務署が相続税がかかりそうと思われる人に送る書類